

目 次

1. 平成21年度第54回定時総会報告	1
2. あいさつ	会長 蓑原 照光 5
3. 祝 辞	宮崎地方法務局長 植田 和男 6
4. 祝 辞	日本土地家屋調査士連合会会長 松岡 直武 8
5. 平成21年度九州ブロック協議会定時総会報告	10
6. 理事会抄	11
7. 「境界問題相談センターみやざき」開設準備進行中！	12
8. 役員就任あいさつ	副会長 谷口 和隆 13
	副会長 児玉 勝平 14
9. 宮崎地方法務局との登記事務取扱手続の協議結果	15
10. 九州ブロック青年調査士会議 宮崎大会を終えて！	
	 宮崎大会準備委員会 実行委員長 若杉 盛二 17
11. 新入会員紹介	宮崎支部 宜野座俊彦 18
12. 思い出の事件	宮崎支部 武藤 幸二 19
13. 開聞岳の心霊スポット	宮崎支部 竹下 盈紘 20
14. ここはどこ…？を訪ねてみよう！	21
15. 会務報告	21
16. 会員の動き	22
17. 編集後記	23

平成21年度 第54回定時総会報告

1. 開催の日時及び場所

平成21年 5 月21日 (木)

午前10時00分～17時00分

於：ウエルシティ宮崎

2. 会員現在数 193名

3. 出席会員総数及び議決件数

実際出席数	128名
委任出席数	19名
書面決議	19名 (全員賛成)
合 計	166名
議決件数	166個

4. 来賓

宮崎地方法務局総務課長	森山幸二氏
宮崎地方法務局首席登記官	棕野弘文氏
宮崎地方法務局総務課長補佐	有馬和広氏
日本土地家屋調査士会連合会副会長	下川健策氏
宮 崎 県 議 会 議 長	中村幸一氏
宮 崎 県 司 法 書 士 会 会 長	長友克吉氏
宮 崎 県 行 政 書 士 会 会 長	白土和明氏
宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長	土屋洋二氏
宮崎県土地家屋調査士政治連盟会長	湯地達也氏

5. 議事の経過及び結果

(1) 議長・副議長選出

司会者が総会に諮ったところ、執行部一任との声がかかり、次の通り指名、承諾し議長より就任の挨拶があった。

議 長 大重智成会員

副議長 徳澄忠晴会員

(2) 議 事

議長は第1号議案から順に執行部および各種委員会の責任者の説明を求めた。

第1号議案 平成20年度会務報告並びに事業経過報告

総括を会長蓑原照光が説明し、詳細を総会資料に沿って総務部長 松崎靖尚、業務部長、広報部長、財務部長、研修部長がそれぞれ説明した。

第2号議案 各種委員会報告

・綱紀委員会

委員長茶木久敏が本年度の開催がなかったことを報告し、今年度も違反行為がないように会員に求めた。

・境界鑑定委員会

委員長谷口和隆が本年度は3回の開催で地域の慣習による調査を主題として取り上げたと報告した。

・苦情相談委員会

委員長北山高之は今年度の開催が1件であると報告した。顧客とのコミュニケーション不足が苦情に至ることが多いと注意した。

・制度改訂推進部会

部会長河野俊治は委員会を5回開催し、前年度の制度改革検討委員会の答申に沿って具体的な改訂を提案した。支部の再編を最重要懸案として活動しやすい体制にすることを柱に計画した。また、一部の会員に業務の負担が重く、多くの会員が負担を分け合って会を支える必要があると報告した。

・ADR相談センター設立準備委員会

委員長富田美利は設立から委員会開催に至るまでの経緯を説明し弁護士会との協定経過について報告した。



第 3 号議案 平成20年度収支決算報告（特別会計を含む）の承認について

説明を財務部長嶋田賀久が総会資料（収支決算書）に沿って説明した。引き続いて監査報告を監事宮本昇が報告した。

議長は第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案及び監査報告について質疑を受けた。

竹下会員から一般管理費の職員手当等と前期繰越額について指摘があり、嶋田財務部長が訂正を含めて回答した。栗山会員が相談センター規則について質問し、松崎総務部長が「3 月17 日に規則改正を理事会書面決議した」と回答した。児玉会員は「ADR センター設置については過年度分も含めて総会に提案し、承認を受けるべきだ」と発言した。城協会員は「調査士と測量業者の業務のすみ分けと今後の対応について」質問し、竹嶋業務部長が回答した。河村会員が決算書の数字について質問し、嶋田財務部長が一部訂正を含め回答した。ここで議長は質疑を打ち切り、本議案の賛否を諮ったところ、出席会員の過半数の賛成を得た。よって議長は「第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案及び監査報告は、原案の通り議決された」とした。



第 4 号議案 平成21年度事業計画（案）承認の件

第 5 号議案 平成21年度収支予算（案）承認の件

蓑原会長は事業計画について資料を朗読し、職業倫理の確立と業務の精励に努める事を述べた。また相談センターを21年度に設立すること

に会員各位の理解と協力を求めた。各部の事業計画について部長が説明した。松崎部長は「今年度会則の変更、次回に選挙規則の改正を順次行う。」竹嶋業務部長は「研修会、境界鑑定委員会、相談センター運営委員会、法務局との協議会及び各種会議の参加を計画した。社会事業部の設置について、業務部の業務を分割して立ち上げること」を要望した。後藤広報部長は「次年度会報100号を記念報として作成の準備をする」と述べた。嶋田財務部長は「県会親睦会の今年度の当番会、児湯支部に協力を」求めた。鎌田研修部長は「CPDポイント管理について充実する」と述べた。第 5 号議案を嶋田財務部長が説明した。「役員報酬、会議費の増加は副会長 3 人体制と監事の理事会参加で増額となったこと、相談センター関連の臨時的費用を計上したこと、連合会会費の値上げが行われること」など前年比の大きなものについて説明した。白土会員は「予算と会則改正と関連、社会事業部設置について」質問し、松崎部長が回答した。城協会員が「社会保険庁業務のコンサル受託をどのように指導しているのか、また、県外の一般社団法人が宮崎県での入札に参加しているようですが、その対応はどうするのか。」との質問には土屋公囑理事長が経過と対策また、調査士法人と使用人について説明した。蓑原会長も法律を絡めての説明をなした。白土会員は「社保庁発注業務の法違反で処分された調査士の相手方コンサルの処分はどうか、相談センター運営で積立金を使用する場合一般会計に入れる必要はないか、筆界特定と ADR の関連で弁護士と協働となれば主導権を弁護士にとられる可能性はないか」について質問した。谷口会員も「弁護士協働の相談の場で、最初に法的判断があれば ADR はどのように進めるのか。」との質問に対しては設立準備委員長の富田会員が「相談センターは調査士主導で運営し、協定は必要である」と回答した。竹下会員は「相談センター設立は総会決議が必要なので動議として提案をしたい。」蓑原会長は「相談センター設

立はどうしても必要だ。特別決議でもお願いしたい。」竹下会員は「第5号議案2として境界問題相談センター設立に関する件及び収支予算案に関する件を動議として提案する。」河村会員は「会則に相談センターを設置することができとなっているから決議は不要である。」竹下会員は「会員の総意をもってからでないと、年間経費約130万円もの費用を支出する事業は理事会のみで決議するべきでない。経費が不足すれば証紙の値上げも考える必要がある。」児玉会員は「調査士業務はADRだけでなく新しい事業を作り出す事を提案したい。」大重議長は竹下会員の動議「第5号議案2として相談センター設立承認の件」を提案することの可否を議場に諮ったところ、賛成多数により可決した。積立金取り崩しについては、嶋田財務部長が修正後の予算案を会員に配布すると述べた。ここで議長は第4号議案、第5号議案について議場に賛否と諮ったところ、両案とも賛成多数で可決した。竹下会員は「第5号議案の2は動議として提案されたものであり、出席者のみが賛否を問われるもので特別決議とする必要がある。」議長は改めて第5号議案2相談センター設立承認の件について議場に諮り賛成多数で可決した。

第6号議案 宮崎県土地家屋調査士会会則改正について

松崎部長は会則改正について、改正の理由と変更部分について説明した。河村会員は支部長会議へ支部役員の出席について質問し、北山副会長が組織と出席について回答した。白土会員は「支部再編は検討委員会の報告などで概要を聞いたが、実施についての総会決議はあったのか。」と質問した。松崎部長は「理事会決定があり研修会等で再編の説明をし、会員の理解を得ていると思う。」と述べた。蓑原会長は「昨年の総会で20年度の事業計画の中に『制度検討委員会の答申をふまえ、支部の再編、県会組織の再検討を行い改革を推進する』を承認頂いており、これを元に進んできたのですので承認を

貰っている気持ちだった。」と述べ白土会員は「会則改正は再編を承認する意味があるので、再編案を外にわかるように決議すべきだ。」と発言した。外村会員は「支部の統廃合の検討は良いが、実施については再編を必要とする理由と全員の賛成を得るようにすべきだ。小林支部では全員が反対、利点はどこにあるのか。」と述べて蓑原会長は「具体的に利点は指摘できない。出発は宮崎支部の分割と、少数会員の支部合併である。社会事業部との兼ね合いもあるので今回は会則改正のみに限定して決議を頂けないか。支部再編等の案件は次回の総会に諮って決めたい。」と述べた。ここで大重議長は質疑を打ち切り採決のために議場を閉鎖した。特別決議に係る議案であるので議長は、出席会員の確認を事務局に指示した。委任状19名を含め122名の出席を確認し、全会員193名の過半数であるので本会で第6号議案宮崎県土地家屋調査士会会則改正が決議できる旨を告げ採決した。議案に賛成は79名で出席会員の過半数の会員の賛成があり、委任状及び書面決議を加えた117名の賛同を受けて決議された。



第7号議案 役員改選について

松崎部長は提案理由の中で「副会長が1名多いが連合会理事に派遣するための処置である。」と述べた。続いて議長は今後の選挙事務を選挙管理委員会に委任した。

選挙管理委員会

委員長	吉田 昌叙
副委員長	佐藤 金夫
委員	田嶋 信雄
委員	外村 昭徳

委 員 岩切 勝美

吉田選挙管理委員会委員長は「選挙事務の規則に則り正確に執行した。会長 1 名、副会長 3 名、監事 2 名、予備監事 1 名の応募人数に対し定数通りの推薦届出があった。

選出すべき役員と同数のため届出者を当選者とする述べた。また、当選者はそれぞれ就任に承諾していると述べた。大重議長は選挙管理委員会の決定を議場に諮り議場は満場一致でこれを承認した。

選任された役員は次の通りである。

会 長 蓑原 照光

副 会 長 鎌田 隆光

〃 谷口 和隆

〃 児玉 勝平

監 事 藤井 克彦

〃 武藤 幸二

予備監事 齊藤 義幸

吉田委員長は続いて支部選出の理事候補、綱紀委員、予備綱紀委員は定数の中の届出であって本人の承諾があったとして議場に示し、議場は満場一致で承認した。

承認された役員は次の通りである

理 事 松崎 靖尚

後藤 泰孝

佐藤 守三

成田 親実

道久 弘文

高木 幹彦

井上 諭

徳田 公生

嶋田 賀久

崎村 亮太

綱 紀 委 員 茶木 久敏

河野 公司

岩切 和弘

甲斐 勉

川崎 雅人

予備綱紀委員 湯地 達也

新旧役員を代表して会長蓑原照光が挨拶をな

し、選挙管理委員会は勤めを終了した。

8. 議長、副議長退席

議長及び副議長は退任の挨拶を行い降壇した。

9. 閉 会

鎌田副会長は、午後 5 時10分本日の総会次第はすべて終了し閉会する旨を告げた。





あ い さ つ

宮崎県土地家屋調査士会

会長 蓑原 照光

本日は、宮崎地方法務局総務課長、森山幸二様始め、多数のご来賓の皆様方、ご臨席のもと、宮崎県土地家屋調査士会、第54回定時総会を、このように盛大に開催できますことは、関係各位の日頃のご支援と、ご協力の賜であり、心より感謝を申し上げ、お礼を申し上げる次第でございます。

また、会員の皆様方には100年に1度と言われております未曾有の経済危機の中、それぞれの事務所経営についても少なからず影響を受けておられる事と思いますが、会務運営に当たりましては1年を通して、ご理解と、ご協力を賜わったことに対しまして、感謝を申し上げ、お礼申し上げる次第でございます。

さて、平成20年度は土地家屋調査士制度を揺るがす問題が発生しております。皆様記憶に新しい、社会保険庁敷地測量等委託業務の入札問題であります。どこをどうとらえても、調査士業務で有るはずのものが、業務の公益性、緊急性等諸般の事情に鑑み、今回の業務・発注事案に限り、と、理解に苦しむ理由により、調査士以外へ登記に絡む発注が認められる事となりました。それを受けて測量業界が落札に及び、土地だけでなく、建物の調査測量までも行うという、私どもとしては、到底容認できない事態となった次第であります。コンプライアンスが叫ばれる中、なぜこのようなことがまかり通るのか、今後に及ぼす影響、及び連合会の対応についても、注視していかなければならないと思います。本日連合会より来賓としておいで頂いております、下川副会長のご報告、ご意見等もお聞かせ、いただければと思う次第でございます。

平成19年4月1日施行されました、民間紛争解決手続代理関係業務については、全国では既に36会が相談センターの立ち上げを済ませており、本会でも、境界問題相談センターみやざきの設立を目ざし本格的に取り組んできたところでもあります。規則、規程等については理事会決議を経て、すでに会員の皆様にお示ししているところであります。また、センター設立には協力が不可欠であります弁護士会との協定書締結も済ませ、現在は開設時の実働部隊となりま

す、関与員の勉強会を、弁護士の先生も交えて行っている状況であります。平成21年度の事業計画に境界問題相談センターみやざきの設立を、掲げさせて頂きました、会員の皆様方のご理解を、求めたいと思います。

調査士を取り巻く環境は日々刻々変化をしております、資格者として、最新の知識と技術を習得し、それをユーザーである国民の皆様にご点検でお示しする、CPD、専門職能継続学習制度も始まりました。調査士のオンライン申請におきましても、93条不動産調査報告書の添付だけによる申請を認める協議に、民事2課と連合会が入ったとの情報が有ります。最近の懲戒処分事例を見る時、以前は、というっかりで許されていたものが処分の対象となっています。我々資格者に与えられる権限と、その責任は益々重大になってきていると思います。資格者として品位を保持し、職業倫理を守り、研修・研鑽に努める事が今まで以上に求められます。そして、紛争を抱え、悩み苦しんでおられる人の相談相手となり、社会貢献に努めて行ったとき土地家屋調査士のさらなる未来が、開けてくるのでは、と思う次第です。会員の皆様のご支援、ご協力を、切にお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。ありがとうございました。

平成21年度の会務がスタートしております、本年度総会におきましては 議案の不備、手続きの不備、ミスプリント等が重なり、会員の皆様にご迷惑をおかけ致しましたこと、まづ持ってお詫び致します。

今後の会務運営にあたりましては、万全を期して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

ご承認頂きました、「境界問題相談センターみやざき」の設立につきましては、調停室、待合室、備品等の設置を済ませ、7月に指定申請の提出、9月18日、設立記念式典、記念講演(講師・西本日調連名誉会長を予定)、祝賀会、のタイムスケジュールで準備を進めておりますので、多くの会員の皆様にご出席頂きますようお願い申し上げます。



祝 辞

宮 崎 地 方 法 務 局
局 長 植 田 和 男

本日、ここに第54回宮崎県土地家屋調査士会定時総会が、盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

宮崎県土地家屋調査士会並びに会員の皆様方におかれましては、日ごろから、登記行政の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、本席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど、永年にわたり土地家屋調査士として業務に精励され、制度の充実発展のため、御尽力、貢献された方々が受賞されましたが、受賞された皆様方には、心から敬意とお祝いを申し上げますとともに、今後とも一層の御活躍を祈念申し上げる次第でございます。

本日は、せっかくの機会ですので、登記行政の当面する諸問題のうち若干の事項と当局の当面の計画等について申し述べ、皆様方の御参考に供させていただきたいと思います。

まず、登記のオンライン申請の推進についてであります。

今日の高度情報化社会^{こんにち}にあっては、「国民の立場に立った電子政府の実現」が国の重要な課題であり、昨年9月に、政府は、新たなオンライン利用の抜本的拡大に向けた「オンライン利用拡大行動計画」を策定し、登記手続においては、オンライン利用率を平成25年度末までに71%以上にし、その中でも、登記事項証明書等の交付請求等については、平成23年度末までに57%にするという目標を掲げているところです。

当局におきましても、更なるオンライン申請手続の利用促進施策として、オンラインにより登記事項証明書等の送付の請求があった場合には、当該登記事項証明書等を専用の私書箱を利

用して交付する取扱いであるいわゆる「私書箱方式」の試行を、昨年20日から開始したところ です。

オンライン申請の推進は、法務省の極めて重要な課題であり、当局としましても、その普及に鋭意努力していく所存でございますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

また、地図情報システムにつきましては、本局登記部門、都城支局、延岡支局、日南支局、小林出張所において稼動しており、本年度は、延岡支局での旧日向支局分が稼動する計画であります。

平成22年度までには、全国すべての登記所に地図情報システムが導入され、オンラインによる地図の証明書の請求も可能となる予定です。

次に、筆界特定制度についてであります。

御承知のとおり、平成18年1月20日、筆界特定制度がスタートしました。この制度は、筆界をめぐる紛争の解決を図るため、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて筆界を特定するものです。

当局におきましては、制度発足以来、これまでに47申請67事件の申請があり、43申請60事件の処理を完了しています。これも、多数の土地家屋調査士の皆様方に、筆界調査委員として御協力をいただいたお陰であり、深く感謝申し上げます。

今後とも、適正な処理はもちろんのこと、早期処理に努めて参りたいと考えますので、これまで以上に、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、不動産登記法第14条地図作成についてであります。

法第14条地図作成につきましては、昨年度は、宮崎市本郷北方及び本郷南方の一部地区0.36平方キロメートルを実施したところ、1,597筆中、境界紛争中の4筆を除いたすべての筆界を確定するという大きな成果を得ることができました。

このような大きな成果が得られたことは、この作業を受託した宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員であります土地家屋調査士の皆様方の御理解と御協力のおかげであると感謝しております。

また、これらの事業を通じて、土地家屋調査士制度に対する国民の理解が深まり、社会的貢献への期待と信頼が一段と高まることになったものと考えておりますので、今後、予定している地区におきましても、なお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙号事務の包括的民間委託についてであります。

行政の減量・効率化という国の方針の下、登記事務のうち、乙号事務に関するすべての事務を、平成23年度までに民間競争入札により民間に業務委託することになっており、当局では、昨年度には本局登記部門、また、今年度には日南支局と小林出張所において、乙号事務の包括的民間委託を実施しています。

今後は、当局のすべての庁において順次実施していく計画であり、当局としましても、円滑な実施に力を注いでいるところではございますが、法務局をよく知り、またよく利用される土地家屋調査士の皆様方の目線でお気付きの点がございましたら、是非お教えいただければと、お願い申し上げます。

次に、商業・法人登記事務の集中化についてであります。

商業・法人登記事務の集中化は、会社法の施行等に伴い、今後一層複雑・高度化する会社法制等に対する事務を、限られた人的体制もとの下で、的確かつ適正・迅速に処理するために、その処理体制を整備するものです。

当局におきましては、本年度は8月に都城支

局を、残る日南支局及び小林出張所を順次本局登記部門に集中する計画であり、これにより、当局管内の商業・法人登記事務は、本局登記部門にすべて集中化されることになります。

登記事項証明書、印鑑証明書等の請求につきましては、これまでと同様、どの支局、出張所でも請求ができますので、御理解をお願いいたします。

最後になりましたが、規制緩和、自由競争の流れの中で、土地家屋調査士制度をめぐる状況には、一段と厳しいものと伺っております。

皆様方におかれましては、国民の信頼にこたえ、土地家屋調査士本来の責務と制度の目的について、認識を更に深めていただき、適正な業務処理を通じて、その社会的使命を十分に果たされますことを御期待申し上げる次第でございます。

終わりに、宮崎県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。





祝 辞

日本土地家屋調査士連合会

会長 松岡 直武

本日ここに、宮崎地方法務局長殿を始め、多くのご来賓の方々をお迎えして、宮崎県土地家屋調査士会の平成21年度定時総会が盛会に開催されましたことをお祝い申し上げます。

日頃、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解、ご支援を賜り、改めて感謝の意を申し上げます。お陰様をもちまして、平成20年度の連合会の事業は、概ね所期の目標を達成することができたものと思っております。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年度においても、土地家屋調査士制度に深く係わる諸制度の改革が進められ、激動の年でありました。

連合会では、制度対策本部を中心に、規制改革会議のヒアリングに臨むなど、それらに積極的に取り組みますと共に、昨年度に引き続き「プロジェクトチーム（PT）」をベースに据えた活動を展開して参りました。

昨年の第65回連合会定時総会にてご承認いただきました連合会会則の一部改正につきましては、昨年8月25日に法務大臣からの認可を受けております。

総会で付帯された土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士の取扱については、昨年9月、有識者及び会員からなる「土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会」を組成し、昨年11月に答申を得ました。答申を踏まえ、さらに検討を重ね、理事会での承認後、土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する見解をお示しさせていただいたところであります。

土地家屋調査士の倫理につきましては、平成19年4月の理事会での宣明後、第64回連合会定時総会にて報告された「土地家屋調査士倫理規範」の周知・伝達を図ることと平行して、「土地家屋調査士倫理規程」とすべく、約2年にわ

たり、機会がある毎に、皆様にご意見をお伺いし、有識者を交えて検討を重ねてきたところであります。同規程につきましては、本年2月開催の第6回理事会にて「規程（案）」として決議され、来月開催されます第66回連合会定時総会にて、総会決議をいただく形で上程する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、公共基準点の整備されていない地域等において一筆地測量の与点として使用するために設置した、いわゆる「登記基準点」を、不動産登記規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱う措置につきましては、法務省への照会回答を経て、その運用が開始されたところであります。また、「登記基準点」の名称をもって、商標登録を行いました。

オンライン登記申請につきましては、各ブロック協議会のオンライン登記申請促進組織及び各土地家屋調査士会のオンライン申請促進委員会にて、オンライン登記申請に係る会員への研修及びサポートに精力的に取り組まれている事に対して御礼を申し上げるとともに、本年度も引き続きご対応をいただきますようお願い申し上げます。連合会としてもオンライン登記申請促進策の検討等に鋭意取り組んで参る所存であります。

土地家屋調査士電子証明書（ICカード）も更に利用しやすい制度への変換が必要であると感じており、他士業の電子認証局との連携を模索するなど、引き続き、関係機関への要望等も行っていきたいと考えております。

いわゆるADR認定土地家屋調査士につきましては、過去3回の特別研修の実施により、合わせて3,107名を輩出することができました。

なお、第4回の特別研修が去る3月28日に終了しております。連合会では、昨年度、認定を受けた後のフォロー研修として、モデル研修「ADR認定土地家屋調査士代理人養成研修」を開催させていただきました。今後は、各地域に於いて、同様な研修が行われることを期待いたしているところです。

地図の作成に関しましては、制度対策本部に「地図対策室」を設置し、不動産登記法第14条地図作成作業への対応を行ったほか、平成地籍整備事業に対する土地家屋調査士専門職能の活用を検討や、国土交通省主催の委員会へ委員を派遣するなどして、土地家屋調査士の活躍する場の拡大に努めてまいりました。

また、地図混乱地域の確認調査等につき、法務省から協力要請を受けておりますので、同調査等へのご協力方にご配慮をお願い申し上げます。

さて、「境界問題相談センター」については、今や、全国土地家屋調査士の7割に相当する36会で設置されており、北は北海道から南は九州沖縄まで土地家屋調査士の専門性を活用した土地家屋調査士会の社会貢献事業としての土地家屋調査士ADRがおこなわれております。

現在まで、大阪土地家屋調査士会及び愛媛県土地家屋調査士会が「ADR法」に基づく法務大臣の認証を受けておりますが、昨年度連合会では、法務省からの要請に基づき、日調連ADRセンターを中心として、認定支援のための事前相談会を実施し、そのサポートを行ってまいりました。平成20年度においては12の土地家屋調査士会の境界問題相談センターについて事前相談会を実施致しております。

ところで、不動産登記法の改正から3年を経て、立法当時の議論を踏まえ、「5年後の見直し」が現実的課題となる時期を迎えている折、筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携が中心的な課題となっていることから、法務省等関係機関と土地家屋調査士会の実務者レベルでの両制度の連携に関する問題点の抽出と解決へ向けての論点整理を行っておりますことをご報告しておきます。

公共嘱託登記関連業務については、制度対策本部に、業務受託に関する環境を整えることを

目的とした「環境整備PT」を組成し、政府の公共調達に関する発注方式についての情勢の変化に即し、関係諸機関が発注する業務等に関する情報提供を積極的行いました。

昨年、各ブロック協議会で開催いただきました業務・研修・社会事業に係る担当者会合では、登記基準点の認定に関する具体的運用、筆界特定制度の円滑な運用、平成地籍整備と地図作り、土地家屋調査士CPD等につき、直接ご報告させていただくとともに、ご意見を伺わせていただきました。

昨年12月には、全国測量設計業協会連合会との間で、業務基盤の安定と発展を期して、両連合会の連携強化と諸問題の解決のための協議会の創設に向け、基本合意書を取り交わし、本年3月に第1回目の協議会を開催したところであります。

さらに、本年3月には、各土地家屋調査士会のご協力を得て、「地域に関する研究会」の設立を目指すことを目的とした「地籍シンポジウム in tokyo」を開催致しました。本年度も引き続き同研究会の設立に向けて、シンポジウムの開催を予定しておりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

そのほか、公益法人制度改革関連法の施行に対する適切な対応、また、規制改革における資格制度の見直しや強制入会制度のあり方についての今後の検討の動向にも細心の注意を払っていくことが求められるなど、課題は山積しております。

土地家屋調査士制度を取り巻く環境は、依然として激しい変革の流れの中にありますが、いつの時代においても、社会の要請に応え、国民の信頼に応えることができる土地家屋調査士であるために、連合会は、会員の地位の向上と土地家屋調査士制度の充実、発展に全力で取り組み、役員一丸となって邁進する覚悟であります。

宮崎県土地家屋調査士会並びに会員諸兄の一層のご理解とご提言を賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日より列席の皆様のご益々の健康と宮崎県土地家屋調査士会のご発展を祈念し、お祝いの言葉と致します。

平成21年度 九州ブロック協議会定時総会報告

実施日時 平成21年 6 月 7 日 (日) 14:00～
平成21年 6 月 8 日 (月) 12:00
場 所 鹿児島 城山観光ホテル

3. 制度改革への対応
4. 伝達研修会
5. ゴルフ大会

本年度九州ブロック協議会総会は、当番会である鹿児島に会場を移し、福岡法務局民事行政部長内海洋治様、衆議院議員安岡興治様、日調連会長松岡直武様、はじめ多数のご来賓出席のもと上記日程で開催された。安岡議員からは地図作成作業について最重要課題と位置付けており、調査士会に尚一層の協力をお願いしたい旨の報告があった。

議 長 馬場幸二鹿児島会会長

議 事

第1号議案 平成20年度決算報告（監査報告）
並びに剰余金処分案承認の件

吉田事務局長は予算と決算が大きく異なる科目について説明した。オンラインサポート研修費が日調連より各ブロックに20万円出ているが、研修内容の計画がたたず次年度に持ち越す事とした、日調連会長選挙、理事選任等について臨時会長会が開催された事等が説明され、差し引き2,364,451円を繰越金としたことが報告された。続いて馬場監事より会計監査、業務監査共に、適正かつ正確であると監査報告がなされた。議長は第1号議案について議場に承認を求めたところ満場一致で承認された。

第2号議案 平成21年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成21年度予算案承認の件

西九B会長は21年度の事業計画を項目別に報告した。

1. 担当者会同（総務・業務・研修・広報）
2. 新人研修会の開催

第4号議案 次期当番会決定の件

次期当番会は内規により沖縄会となる旨説明がされ、議場は全員一致で承認した。

第5号議案 九州ブロック協議会役員選任の件

本年度は役員改選の時期であり、九B会長に付き会長会に於いて協議がなされ、結果が報告された。

会 長 西龍一郎 熊本会会長
副会長 中村邦夫 福岡会会長
副会長 馬場幸二 鹿児島会会長
監 事 下地裕之 沖縄会副会長

以上が報告され議場に諮ったところ満場一致で承認された。

第6号議案 日調連役員推薦の件

九州ブロックからの日調連理事及び監事推薦候補として

理 事 中村邦夫 福岡会会長
児玉勝平 宮崎会副会長
監 事 阿部重信 大分会名誉会長

以上が報告され議場に諮ったところ満場一致で承認された。

第7号議案 その他

今年度日調連会長選挙に下川健作日調連副会長が立候補されることとなり、九州ブロックで推薦する旨決定した。

理 事 会 抄

第 5 回常任理事会

1. 日 時 平成21年 2 月20日 (金)

午後 1 時30分

2. 場 所 調査士会館

3. 議 事

- (1) 九 B 第 5 回会長会・新人研修の報告
- (2) 法務局コインコピー機の件
- (3) 社会保険庁の対応について
- (4) 20年度事業経過と予算執行について
- (5) 社会事業部設置の検討
- (6) 今後の日程について
- (7) 相談センター協定書調印式について
- (8) その他

第 4 回理事会

1. 日 時 平成21年 3 月10日 (金)

午後 1 時30分

2. 場 所 調査士会館

3. 議 事

- (1) 九 B 行事担当会としての報告
- (2) 平成20年度事業報告及び予算執行について
- (3) 平成21年度事業計画と予算案について
- (4) 選挙管理委員の選任について
- (5) 地図混乱地域の調査 (依頼)
- (6) 相談センター設立期日総会決議の可否について
- (7) 社会事業部設置の可否について
- (8) 各種表彰の予定者について
- (9) 報告 (相談センター協定書締結・法務局との協議・公嘱との協議)
- (10) その他

第 1 回常任理事会

1. 日 時 平成21年 4 月 7 日 (金)

午前10時00分

2. 場 所 調査士会館

3. 議 事

- (1) 役員改選について
- (2) 平成21年度 第54回定時総会資料の検討について
- (3) その他

第 1 回理事会

1. 日 時 平成21年 4 月23日 (金)

午後 1 時00分より

2. 場 所 調査士会館 3 階 会議室

3. 議 事

- (1) 平成21年度 第54回定時総会資料の検討について
- (2) 役員改選について
- (3) その他

第 2 回理事会

1. 日 時 平成21年 6 月 5 日 (金)

午後 1 時30分より

2. 場 所 調査士会館 3 階 会議室

3. 議 事

- (1) 総会の反省
- (2) 役割分担決定 (常任・部長及び各部理事決定)
- (3) 常任理事会 (事務引き継ぎ・その他) 期日決定
- (4) その他

第 2 回常任理事会

1. 日 時 平成21年 6 月19日 (金)

午後 1 時30分より

2. 場 所 調査士会館 3 階 会議室

3. 議 事

- (1) 平成21年度 九州ブロック協議会会長会報告
- (2) 平成21年度 日調連定時総会報告
- (3) 各部業務・事務引き継ぎ
- (4) 相談センター設立準備について
- (5) その他

「境界問題相談センターみやざき」 開設準備進行中！

「境界問題相談センターみやざき」は、ポスター・リーフレットが完成し、また調停室の準備が整う等、準備が着々と進行しております。設立記念式典および祝賀会は9月18日（金）に、宮崎観光ホテルにて実施されます。

境界問題相談センターみやざき Q
が行うADR(裁判外紛争解決手続)とは何ですか？

A
訴訟手続(裁判)によらずに民事上の紛争の解決を図ろうとする紛争の当事者のために、公正な第三者が関与して、紛争の解決を図る手続です。

裁判所での境界確定訴訟、法務局での筆界特定制度との違いは何ですか？ Q

A
境界確定訴訟(裁判)は、民事裁判手続によって、法的に筆界を確定するものです。勝者と敗者が決まるもので、隣人間にしこりを残したままとなりかねません。
また、法務局の筆界特定制度は、筆界特定登記官が筆界を特定する制度で、所有権の帰属についての判断は示しません。
「境界問題相談センターみやざき」(ADR)は、紛争当事者の双方に話し合いの場を提供し、土地家屋調査士と弁護士が協働で専門家の立場から、中立、公正なアドバイスを行い紛争当事者が、心から納得し、将来にしこりを残さないような形で境界問題の円満な解決を図れるようお手伝いするものです。

電話による予約受付
●毎週(月・水・金)
9:00~12:00
相談はご来訪時に承ります。

駐車場に限りがございます。
なるべく公共の交通機関をご利用下さい。

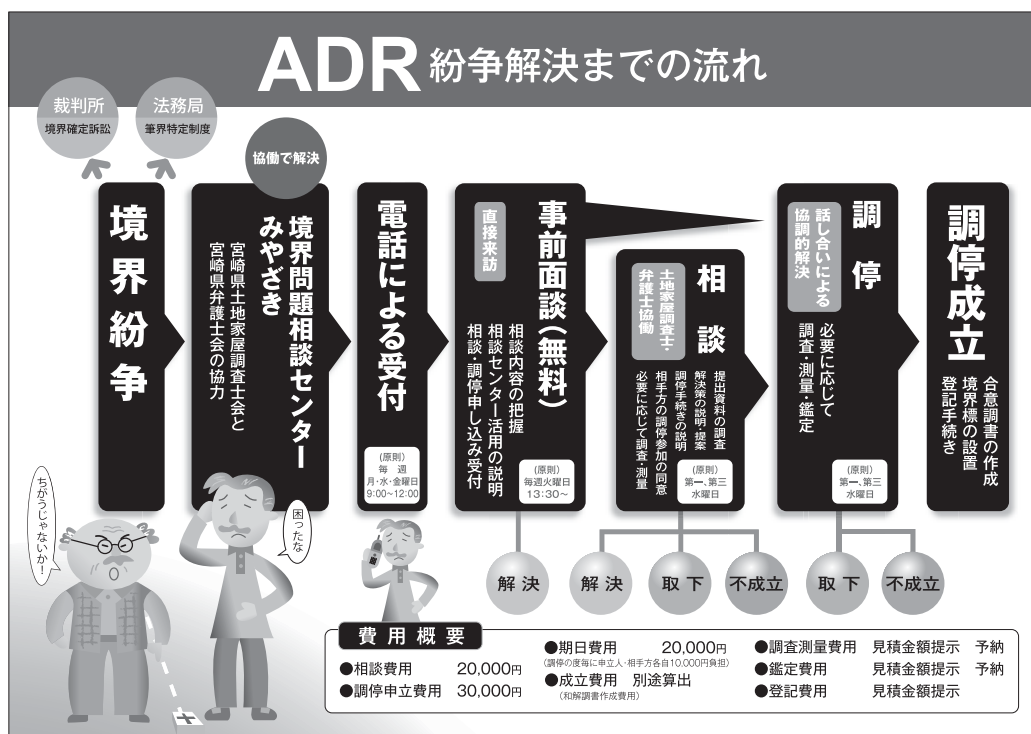
宮崎県土地家屋調査士会
境界問題相談センターみやざき
〒880-0803 宮崎県宮崎市旭2丁目2番2号
TEL 0985-78-0783
FAX 0985-78-0800
ホームページアドレス
<http://www.miyazaki-tc.net/adr/>

**境界問題でお悩みの方
ご相談下さい。**

2009年
9月25日
受付開始

土地家屋調査士と
弁護士が協働で
解決のお手伝いをします。

境界問題相談センターみやざき
宮崎県土地家屋調査士会 宮崎県弁護士会



役員就任あいさつ

副会長 谷口 和隆

2年間だけ役員としてはお休みさせて頂いていました。とは言うものの、境界鑑定委員長として県会事業の一部分は担ってきたつもりなので少しも休んだ気分ではありません。

今年度からは副会長として再度活動させていただきます。よろしくお願いします。

2年間の間、積み残している事業が一つだけあります。宮崎県の地租改正を調べてそれを土地家屋調査士法第25条の地域の慣習としてまとめることです。簡単に考えていましたが、用語の一つ一つが難しくて、どんな意味なのか現代用語にすることができずに今に至っております。今年度中にはなんとかしたいと思っていますので、もうしばらくお待ち下さい。

途中経過としておもしろい部分をご紹介しますと思います。

まず、宮崎県の特徴ある土地制度についてです。宮崎県では「作所割替え制度」という事をしていました。読んで字のごとく「作る所（田、畑）」を「割替える」制度です。一定の期間で耕作する場所を部落全員で交替するのです。その期間は地域によって違っており10年、15年、20年と様々です。これは人によって、条件がいい場所悪い場所の差別が出ないようにとの工夫でした。特に日向の山陰では、各自の生産高が平等に10石になるように田畑を組み合わせて、鬭引きで耕作場所を決めるようにしていました。「10石鬭割制」と言います。「府県地租改正紀要」第4条、「地租改正に付き人民心得書」第6条に少しだけ書かれています。

そのため土地を所有するという感覚は全くありませんでした。まさしく「支配」「進退」（「公図と境界」新井克美先生著 P18）という概念でした。「地所所有主取定方心得書」第8条「土地丈量心得書」第2条にも「進退」という言葉で書かれています。

宮崎では山林の地租改正事業が難渋を極めました。入会地を民有地として認定しなかった例が多かったからです。逆から言うと入会地がたくさんあったということです。入会地については各地で呼び名が違っており、「門山」「里山」「樹木畑山」など数限りないたくさんの呼び名があります。「分一山」「衆力山」ということもあったようです。（「地所所有主取定方心得書」第4条）

基準尺の長さについては六尺、六尺三寸、六尺五寸など各地で違っていましたが、宮崎では「六尺五寸竿」を使っていたようです。（「土地丈量心得書」第10条）

もっとおもしろい話がたくさんありますが、ここではほんのさわりの部分だけ紹介しました。なお、これらの規定を本としてまとめ、仕上げには新井克美先生にも一筆書いて頂くことにもなっております。「公図の神」の新井先生が宮崎の地租改正をどのように解説して頂けるか期待して待っていて下さい。

府県地租改正紀要

第4条 舊封土及舊税ノ概況

飫肥藩ハ豊臣氏ノ時伊東祐丘封ヲ飫肥清武ニ受ケ高貳萬八千石ヲ領ス・・・其ノ耕地ハ一村人民ノ割替作付地ニシテ定主ナシ・・・延岡、高鍋及幕府領各々小異アリト雖トモ大抵飫肥領同一・・・

地租改正に付き人民心得書（明治7年4月24日）

第6条

従前用来候反別ハ往古ノ検地帳或ハ鬭割帳等ニ拠リ候事ニテ、検地ハ土地ニ寄地所ノ余歩ヲ取ルニ種々ノ方法アリ、又古今ノ規則一ナラス、鬭割帳ハ村方限リニテ調タル帳簿モアレハ誤来レルモノ少カラス・・・

地所所有主取定方心得書（明治12年 1 月25日）

副会長 児玉 勝平

第 4 条

但村費自費ヲ以テ樹木栽植イタシ候共、分一山衆力山ノ如キハ官有地ト可相心得事

第 8 条

萱葭場等ノ地所ニシテ一村或ハ一人植立ノ成蹟並進退自由仕来候証跡有之モノ、並ニ成蹟ナシト雖トモ一人持ハ一村中、一村持ハ最寄郡村ニ於テ保証申立ルニ於テハ民有地ト可相定、其自然生ニシテ進退自由等成蹟ナキモノハ官有地ト可相定、若シ疑似ニ渉ルモノハ箇所限可伺出候事

土地丈量心得書（明治12年 1 月25日）

第 2 条

地所番号ノ儀ハ従来ノ番号ニ拘ワラス更ニ一村ノ地所ヲ一貫トシ本田畑宅地其他大縄場等ハ勿論神社境内地墓地不定地或ハ山林原野海岸空地等ノ各種類ニ至迄官民有ヲ問ハス有税無税ニ関セス道路堤塘河川溝渠ヲ除キ一村進退ノ地ハ悉皆地續キヲ以テ一筆限り押番ヲ附スヘキ事

第10条

間竿ノ儀是迄六尺五寸竿用候得トモ今般ハ更ニ六尺竿相用反別可取調事

振り返ってみるとこの重職を与えられ27年を越えました。世間一般にはそろそろ定年後のことを心配する頃かもしれませんが、四半世紀過ぎてなおこの業務の奥深さに魅入られ、まだまだ引退の二文字が見えてくることはありません。飽きがこない。つい次から次へと興味が移ろう私ですが、ことこの仕事だけは更なるに深みにはまりそうです。

とは言っても若き日、開業から3年ほどの頃でしたか、横着にも単調な業務手続の繰り返しに思え、もの足りなさからか辞めることを考えたことがあります。人間、そうした気持ちを奥に抱きつつ生活し続けるのはやはり苦しいのか、生来の移り気がそうさせたのか、いつの間にか楽しみとなる関わり方、ひと味違う作業を憶えだし、その歓が自分をここまで支えて来たようです。関わり方は紛争事件に対してでしょうか。できるだけ接し、悩みを共有できたらと関わり続け、単調になりがちな現場作業ですが、機器の活用ひとつでも楽しくなるものです。

今、こうした感覚がより一層強くなってます。大袈裟だが土地家屋調査士が形づくられる前夜に似たものかと思い浸るほどの感情とでもいいましょうか。戦前の台帳時代の調査員が権利の客体の明確化に辿り着いたように、同じようにこれから超えた世界に何かがあるような気がします。

筆界の明文化、ADRへの参加が我々に何かを啓示する感覚があります。そこに何かがある。その祈るような中で役職を受け持つこととなり、何かを見える形に現せることに尽くしたいものです。それには皆が手を取り合わねばならないでしょう。

私が平均年齢となってる我が会で多くの若者たちが挑みたくなる業を築けるよう、県内外での場を頂き感謝申し上げます。



宮崎地方法務局との登記事務取扱手続の協議結果

1. 日 時 平成21年 6 月25日
午前10時から午前12時まで
2. 場 所 宮崎地方法務局 3 階会議室
3. 参加者
宮崎地方法務局
 棕野浩文 首席登記官
 原 玲 総括表示登記専門官
 丸野隆司 表示登記専門官
 山口重臣 表示登記専門官
宮崎県土地家屋調査士会
 蓑原照光 鎌田隆光 児玉勝平
 谷口和隆 松崎靖尚
宮崎県土地家屋調査士会宮崎支部
 井上洋之 厨子基満

【協議事項】

1. 地積測量図の閲覧の件

宮崎地方法務局においては、地積測量図の閲覧ができなくなり全てコンピューターから印刷する形式となりました。従前のとおり、土地図面つづり込み帳の閲覧はできないものです。

《回答》

土地図面つづり込み帳の閲覧は以下の手続によることとなる。

地積測量図は、不登法規則第20条3項の規定により、申請書類つづり込み帳につづり込んでいる。登記簿の附属書類は、規則第193条2項、3項の規定により、利害関係がある理由を証する書面を提示し、その理由を明記した上で閲覧をすることになる。利害関係人であることを証する書面は、業務依頼の委任状でよい。

（地積測量図等は、従来バインダー方式の土地図面つづり込み帳につづり込まれていたが、現在は申請書類つづり込み帳につづり込まれるため、この地積測量図を閲覧するには登記

簿の附属書類の閲覧方式による対応となる。）

又、従来のバインダー方式の地積測量図等の閲覧に関しては、柔軟に対応したいと考えるが、管区局との協議を経て返答したい。

ただし、コンピューターから印刷したものが、図面の折れ、スキャンの仕方など、不都合なものであるときは、すぐに対応する。

2. 「一の申請情報によって申請することができる場合」

不登法規則第35条第6号、第7号による登記はどのような登記ですか。

《回答》

- ・一つの不動産の地目変更・地積更正・分筆の登記は、できる。
- ・二つの不動産について、一つは地積更正、一つは分筆（又は地積更正・分筆）のような場合はできない。

（2筆の不動産について、提出目的が違う場合ということです。）

3. 地図訂正申出の件

土地区画整理、耕地整理などの事業によって作成されている地図に準ずる図面の地図訂正は、事業主体者からの申し出でなければできないのでしょうか。

《回答》

- ・事業主体者が解散している場合や、申し出をしてくれない場合などもあるので、柔軟に考えたい。

申請する前に事前に相談して下さい。

4. その他

測量業者が地積測量図を書いたり、不動産業者が代理申請をしたりということがありますが、法務局から指導はされていますか。

《回答》

- ・地積測量図を書いているような事例はない。
窓口では本人確認はできない。

【宮崎地方法務局からの要望】

1. 地図混乱地域の情報提供をお願いします。
2. 登記相談依頼書を活用して下さい。
また、どのようにしたいのか、自分の意見も明記して下さい。
3. 古い建物の表題登記の建築日付は、年月日不詳ではなく、名寄帳等を調査して、建築年は特定して欲しい。また申請書に名寄帳を添付して下さい。
4. 適正迅速処理を目指しているので、申請書はできれば午前中に提出して下さい。
5. 建物表題登記を申請する場合、確認通知書との違いは必ず明記して下さい。
6. 地積測量図の引照点の記載は写真ではなく、キヤドで点の記のように記載して欲しい。
地積測量図の写しを交付する時に写真では真っ黒になり、わからないため。
地図情報システム庁（宮崎、日南、小林）で地積測量図が提出された場合には、図面をスキャンして保存するため、図面折り目が影響しないので、図柄が折り目にかかっても構いません。従前のような分属表示は必要ありません。
7. オンライン申請にも税通知を添付して欲しい。





九州ブロック青年調査士会議 宮崎大会を終えて！

宮崎大会準備委員会

実行委員長 若杉 盛二



前々回の会報において予告をしていました、九B青調会宮崎大会を、7月11日(土)に宮崎県土地家屋調査士会館において開催することができました。九州内の福岡会、大分会、鹿児島会、熊本会、長崎会に加え、遠く近畿ブロックより兵庫会、滋賀会からも参加をいただきました。蓑原会長から来賓として祝辞の言葉をいただき、総勢55名による賑やかな大会となりました。これもひとえに、忙しい中一緒に準備をし、大会を盛り上げてくれた宮崎会の16名の青年調査士のお陰と心より感謝を致します。

大会内容は、第1部で宮崎支部の田村さち先生より「空中写真の利活用」のテーマで分かりやすく丁寧な発表をしてもらいました。次に、宮崎支部の氏益裕治先生より「14条地図作成作業」のテーマで理路整然と流れるような発表があり、両内容とも大好評でありました。

第2部では「未来の土地家屋調査士とは？」というテーマで全員参加によるフリーディスカッションを行いました。夢物語でもいいんです！夢は楽しい、元気がでます。人は夢なくしては生きて行けないな～と感じた時間でした。

そして、懇親会は宮崎観光ホテルです。宮崎の特産品をふんだんに盛り込んだ料理で招き、他会みなさんに大いに喜んでもらいました。そして、他会からそれぞれ地酒を持ち寄っても

らい、ちょっとした「九州地酒フェア！」のごとく賑わいとなりました。さすがは青年調査士です。食うわ！飲むわ！で楽しい交流の場になり、無事に大会、懇親会及び2次会まで恙なく終了することができました。来年は鹿児島大会です。青年調査士の親交を深める為にも、この大会を続けて行けるように努力して行きたい思います。

最後に、お祝い金を出して頂いた県会、支部、公嘱協会、支所の会員、社員の皆様に青年調査士を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。



新入会員紹介



入会のごあいさつ

宮崎支部 宜野座俊彦

はじめまして。宜野座俊彦と申します。

このたび東京から縁があり宮崎にやってきました。

昨年の9月頃に宮崎にきたのですが、初めての土地で慣習や言葉等の違いに戸惑いながらも気付けば早一年近くが経ちました。最近になりようやく慣れてきて日々の生活を楽しんでいます。

また、東京ではなかなかできなかったことをやろうと考え、今住んでいるアパートの小さな庭で家庭菜園を始めました。日々野菜が育っていくのが楽しみでかなりハマってしまいました(笑)



今から十数年前に流行った絵本で「ウォーリーを探せ」という本があるのをご存知ですか？

絵本の中から、ウォーリーというキャラクターを見つけるゲーム感覚の絵本なのですが、これがとても難しいのです。絵の具のパレットのように色彩豊かな絵本の中から何処にいるのか白と赤のシマシマな洋服を着ているウォーリーを探し出すのです。多彩な色の中から目的の物を

探したり同色の中から同色の物を探し出すのは難しいです。

例えばツル状のゴーヤの森からゴーヤを探し出すようなものです。



しかし、緑豊かな家庭菜園の中から真っ赤なトマトを探すのは簡単です。何故なら色彩が一色に統一されているなかで別の色の付いたものを探し出すのは簡単なことだからです。

調査士の仕事もこのような日々の生活の中から参考になれる部分があると思います。道路上の基準点、境界標、例えばこれらに色を付けるだけでもより明確になり後世の人たちにも分かりやすくなると思うので、そういった小さなこと「気付き」が大事だと考えさせられました。

これから、宮崎で仕事を始めるにあたりまして、初めての土地で慣習なども違い分からないことも多々ありますが、先輩方のご指導ご鞭撻を受け、地域発展、調査士発展の為に頑張っていく所存ですのでこれからよろしくお願い申し上げます。

思い出の事件

ー あの日の時 ー



宮崎支部 **武藤 幸二**
(昭和56年入会)

昭和60年の秋、道路公団都城管理事務所から用地取得の登記依頼があった。

国有林野内の高速道路用地は、道路公団が林野庁から貸借して施工開通したが、買い取らなければならなくなり登記が必要になったとのことである。

担当者と協議、資料調査を行う内に通常の公嘱事件とは異なる事情が判明した。

- ① 開通して既に4年。測量会社との契約は相当以前に満了しているので、地積測量図等の作成依頼は出来ない。管理事務所手持ちの資料で処理しなければならない。
- ② 土地の所在と管轄の営林署、登記所は次のとおりである。

田野町

(宮崎営林署ー宮崎地方法務局本局)

山之口町

(都城営林署ー高城出張所)

(但し一部宮崎営林署管轄)

高崎町

(都城営林署ー高崎出張所)

となっており統一処理の了解を得る必要がある。

- ③ いずれの土地も登記簿は表題部のみで、所有者欄は「官用地」となっている。営林署は独自の地図、台帳により国有林野を管理しているとの自負があり、登記簿、字図の整備は遅れており、管理事務所備不測量図等と整合しない部分が多い。

以上の事情を斟酌すると、分筆、移転登記ではなく

- 1、管轄営林署（もしくは熊本営林局）から管轄登記所に当該土地の登記簿、字図の

閉鎖申し出をしてもらう。

- 2、熊本営林局（もしくは林野庁）の登記承諾書を添付して、道路公団が土地の表示登記、所有権保存登記を嘱託する。

との試案を宮崎地方法務局に提示し内諾を得たので、各営林署、登記所に統一した処理をお願いしたところ、各官庁とも了解が得られ、程なくして業務は完了した。

公嘱協会設立以前の公共嘱託登記委員会當時のことである。官公署の嘱託事件については「不正、虚偽などあるはずがない。」との原則が通用した良き時代であった。調査・測量から10年程経過した事件の調査書や立会証明書などどのようなものだったのか、現在のものと比較してみたい気もするが、資料は残していない。

国有林、登記簿表題部のみ、「官用地」の処理など数少ない事例ではないかと思い、記憶だけの拙文を寄せた次第です。



(紀行・奇行・寄稿文)



『開聞岳の心霊スポット』

宮崎支部 竹下 盈紘

「馬鹿と煙は高い所を好む」と言われるがご多分に漏れず私も高い所から下界を眺望するのが大好きである。人間界の場合、実力以上に高望みして馬脚をあらわす「身の程知らずの大バカヤロウ」の例もあるが、常々高所大局の見地から物事を見る姿勢は大事かもしれない。

ところで先日のTV番組で「キリマンジャロ」登山中に同行者が次々と高山病で脱落して行くシーンがあり40数年前のことを思い出した。昔、富士山に登ったことがある。吉田口から歩き途中で半泊し早朝に頂上を目指した。当時は二十歳過ぎの元気盛り「体重が軽いぶん図体のかい奴よりエンジン効率が良いはず」と考えていたかどうか先頭を切って登った。3500m付近から急に呼吸が困難になり20～30mごとにあえぎながら何とか頂上に着いた、が途端に猛烈な頭痛・鼻水・息切れである。殆んど二日酔いと花粉症と喘息の発作が同時に起きたような、頂上の眺望を楽しむ余裕は無かったと記憶している。エンジン効率より燃焼効率を考えるべきであった。

今回は開聞岳に登った時の話である。朝6時に宮崎から高速バス・電車・バスと乗り継いで登山口に着いたのが昼前、あいにく雨天で登頂は翌日に延期、足慣らしを兼ねて山麓を一周する事にした。周囲約20km、5時間程度のウォーキング、夕方には宿に着ける。コンビニでおにぎりや飲み物を購入しリュックと雨傘1本の気楽な一人旅である。円錐の山すそを左回りに巡り夕方4時過ぎになった。山の東側はもう日が陰っている。突然目の前に隧道が現れた。今更20kmを引き返す訳にはいかないのでとにかく前に歩く。遊歩道ゆえにたかだか50m～60m位のものだろうと思って入ったが結構長い。湾曲しているせいで先が見えない。歩けども出口が

見えない。かなりの傾斜で下り坂、幅員は約3m、50mくらいの間隔で天井に穴、そこから薄暗い光と共にカズラや樹木の毛根がまるで山姥の乱れ髪のように垂れ下がり雨水が滴っている。お先は真っ暗、振り返るとこれまた真っ暗。気味が悪い、急に不安感が嵩じてくる、閉塞感にさいなまれた。前後の見通しがない事から生じた閉所恐怖症であろうか。車の交差の為に広くなっている個所が暗闇と静寂を増大する。「チリン！」背後に鈴の音が、空耳？いや確かに聞こえたような。再度「チリン」。背筋がゾッとなり足の運びは否応無く速まった。雨傘を上下に振りまさに翔ぶが如く、東シナ海の地底まで続くかと思う程の距離を夢中で歩いた、いや走ったと表現すべきかも、出口が見えた時には本当にホッとしたものである。宿に着いて支配人に話すと「あそこは心霊スポットで有名な所なんです。」とひとこと。今回寄稿に当たり「開聞岳・心霊スポット」で検索してみて今さらながらなるほどと納得したところである。

翌日は快晴のなか「国民宿舎・開聞荘」の露天風呂で身を清め頂上360度の眺望をを極めつ、眼下に特攻機の姿を追憶したものである。帰り指宿「砂蒸し温泉」で心身の疲れを癒した次第である。

今夏も猛暑の予側、興味のある方は涼みがてらに訪ねてご覧。独りで雨のそば降る夕暮れ刻がお薦め。

《追伸》今にし思えば「チリン」の音は登山靴の金具とコンクリートの接触音だったのかも。

ここはどこ…? を訪れてみよう!

新たな企画です。親しい方と週末に県内の名所を巡ってみませんか。宮崎の良さを再発見しつつ、リフレッシュしてください。

2枚の写真の場所をヒントを頼りに訪れいただき、写真と同じアングルが見える場所を探して下さい。その2枚の写真をデジカメに収め応募。先着3名様に粗品を進呈いたします。さあ Let's Challenge!

【ヒント1】

2006年1月に都城市に合併された町に存する、花の名が付く公園。

【ヒント2】

所在地の緯度経度

緯度：31度46分22秒

経度：131度09分24秒

【応募先】 yasugo@white.plala.or.jp

所属支部、お名前をお忘れなく。

写真1



写真2



会 務 報 告

2. 4	水	第2回支部長会議	20年度支部行事の報告
7	土	第5回九B会長会 ～9日	九B各県会長 ホテルマリックス
〃	土	20年九B新人研修 ～9日	九州各県新人会員
13	金	苦情相談小委員会	井上、中嶋委員
16	月	登録証交付式	蓑原会長、岩野会員
20	金	第5回常任理事会	九B新人研修の報告
〃	〃	登録証交付式	蓑原会長、岩野辰也会員
21	土	鹿児島会狭山元会長黄綬褒章受章祝賀会	蓑原会長
26	木	相談センター協定書締結式	蓑原会長、弁護士会松岡会長
27	金	第13回相談センターWG	関与員選考、選任
3. 3	火	法務局との協議	蓑原会長、鎌田副会長、松崎、竹嶋部長
7	土	長崎会杉山元会長黄綬褒章受章祝賀会	蓑原会長
10	火	第4回理事会	九B担当会の反省、事業報告と予算執行
〃	〃	第3回公嘱協会との合同会議	会長、副会長、常任理事
〃	〃	宮崎法務局14条地図納品式	蓑原会長
13	金	A D R特別研修集合研修	～15日 熊本市
〃	〃	第4回相談センター準備委員会	弁護士2名参加
17	火	理事会書面決議	相談センター規則制定
21	土	第2回A D R特別研修補修	調査士会館3F 中嶋会員
24	火	第3回研修会	J Aアズムホール

3.	26	木	境界鑑定委員会	谷口委員長
	27	金	第3回相談センター業務勉強会	関与員候補勉強会
	28	土	A D R特別研修考査	熊本市23名受験
	30	月	宮崎法務局長退任挨拶	蓑原会長外役員
4.	3	金	宮崎法務局長就任挨拶	植田和男局長
	〃	〃	第1回選挙管理委員会	吉田昌叙委員長・佐藤金夫副委員長
	7	火	第1回常任理事会	
	8	水	苦情相談小委員会	
	9	木	平成20年度政治連盟監査	定会長、山下、三浦監事
	13	月	法務局私書箱説明	竹嶋部長
	15	水	3支部協議会	宮崎、日南、児湯支部長
	〃	〃	第1回境界鑑定委員会	
	17	金	県会監査	蓑原会長、嶋田部長、酒井、宮本監事
	22	水	第2回相談センター関与員勉強会	
	23	木	第1回理事会	定時総会準備
	28	火	政治連盟総会	定会長、代議員
	〃	〃	第11回相談センターWG	書式集案検討 作成
5.	15	金	相談センター合同勉強会	調査士・弁護士
	21	木	第55回定時総会	ウェルシティ宮崎
	25	月	県行政書士会定時総会	蓑原会長
	29	金	第1回相談センター運営委員会	富田運営委員長ほか
	30	土	県司法書士会定時総会	蓑原会長
6.	5	金	第2回理事会	
	6	土	九B第1回会長会	蓑原会長
	7	日	平成21年度九B定時総会	鹿児島城山観光ホテル
	12	金	業務部打ち合わせ	谷口業務部長ほか
	〃	金	第2回相談センター運営委員会	
	15	月	日調連第66回定時総会	蓑原会長、鎌田、児玉副会長
	19	金	第2回常任理事会	各部業務引継
	25	木	広報部会	会報作成打ち合わせ
	〃	〃	法務局との協議	測量図の閲覧
	26	金	相談センター関与員勉強会	鹿児島センター谷口正美氏
7.	2	木	南九州税理士会宮崎県連総会	蓑原会長
	23	木	第15回相談センターWG	
	26	日	相談センター協定書打合わせ	蓑原会長、弁護士参加
	29	水	境界鑑定委員会	
	30	木	A D R特別研修基礎研修	調査士会館 3 F ～ 2 / 1

…………… ≪ 会 員 の 動 き ≫ ……………

◎ 登録事項変更（一般）

氏 名	変更事項	変 更 後
横 山 和 久	住 所	宮崎市清水3丁目2番11号
若 杉 盛 二	事務所	日向市江良町3丁目103番地
工 藤 義 信	事務所	日南市南郷町中村乙1802番地
那 須 義 明	住 所	日向市南町8番26号
厨 子 基 満	住 所	宮崎市南花ヶ島町274番地8 川崎アパート206号
藤 井 克 彦	住 所	延岡市南一ヶ岡3丁目7番2号
豊 島 景 三	住 所	延岡市伊達町3丁目24番地
甲 斐 勉	住 所	延岡市三ツ瀬町1丁目8番地5

◎ 退 会 者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
21年 1 月30日	松 浦 正 展	宮 崎 支 部	廃 業
21年 3 月30日	高 岡 宏 文	小 林 支 部	退 会

◎ 新入会員



森 映二 モリエイジ 生年月日 昭和37年 7 月22日
 事務所 〒880-0867 宮崎市瀬頭 2 丁目 7 番34号 NSビル 1 F
 TEL 0985-69-3014 FAX 0985-69-3014 携 帯
 e-mail
 入会年月日 平成21年 1 月20日 登録年月日 平成21年 1 月20日
 登録番号 768号 公嘱協会 兼 業 専業
 自 宅 〒880-0951 宮崎市大字本郷北方3335番地 11
 TEL



岩野 辰也 イワノタツヤ 生年月日 昭和51年10月 8 日
 事務所 〒884-0005 児湯郡高鍋町大字持田990番地 3
 TEL 0983-32-7667 FAX 携 帯
 e-mail
 入会年月日 平成21年 2 月10日 登録年月日 平成21年 2 月10日
 登録番号 769号 公嘱協会 兼 業 専業
 自 宅 〒889-1301 児湯郡川南町大字川南23492番地
 TEL 0983-27-6604



山田 淳也 ヤマダジュンヤ 生年月日 昭和44年 5 月 8 日
 事務所 〒882-0863 延岡市緑が丘 4 丁目 5 番15号
 TEL 0982-40-6088 FAX 携 帯 090-4505-0990
 e-mail
 入会年月日 平成21年 6 月 1 日 登録年月日 平成21年 6 月 1 日
 登録番号 770号 公嘱協会 兼 業 専業
 自 宅 〒879-2475 大分県津久見市大字堅浦460番地 2
 TEL 0972-82-1798



宜野座俊彦 ギノザトシヒコ 生年月日 昭和53年 4 月10日
 事務所 〒880-0212 宮崎市佐土原町下那珂3958番地 1
 TEL 0985-72-0906 FAX 携 帯
 e-mail
 入会年月日 平成21年 7 月10日 登録年月日 平成21年 7 月10日
 登録番号 771号 公嘱協会 兼 業 専業
 自 宅 〒884-0003 児湯郡高鍋町大字南高鍋6261番地 1
 TEL 0983-23-0615

編集後記

昨今、新聞テレビでエコ・エコと呼ばれ、エコの文字を見ないことがない。そこで、資源がいつ、なくなるのか調査してみた。石油は、40年程度で枯渇すると言われていますが、現在も新たな油田採掘が行われているみたいです。しかし、現在の使用量で計算すると95年分ぐらいだそうです。天然ガスも同じです。石炭は、2000年分ほどあるそうですが、多くの炭田は森林のなかにあるため森林破壊につながります。ウラン燃料は、リサイクル技術が可能にならない限り100年です。森林は現在大量に伐採され、このままでは500年ほどで森林は消滅します。

プラチナは160年。アルミニウムは141年。携帯電話やコンピューターに使われる銀は14年、金は17年で採掘され尽くします。プラズマディスプレイや液晶ディスプレイに必須な材料のインジウムは6年でなくなるそうです。水に関しては深刻です。1900年から2000年の100年間で、人間は6.8倍の水を使うようになっていきます。その7割は灌漑農業に使われており、それによって世界の食料の4割が生産されています。その結果世界の人口の18パーセントの人々、すなわち12億人は安全な水が飲めないで、泥水やヒ素の混ざった井戸水を飲んで渴きをしのいでいる状態です。将来の世界を考えると、人間はその技術を使いながら持続可能な社会全体の仕組みを考えると来ている。

TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
- ・街区基準点測量
- ・登記基準点測量
- ・変位計測

各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173

延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

Tel 0985-27-1101

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp



美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

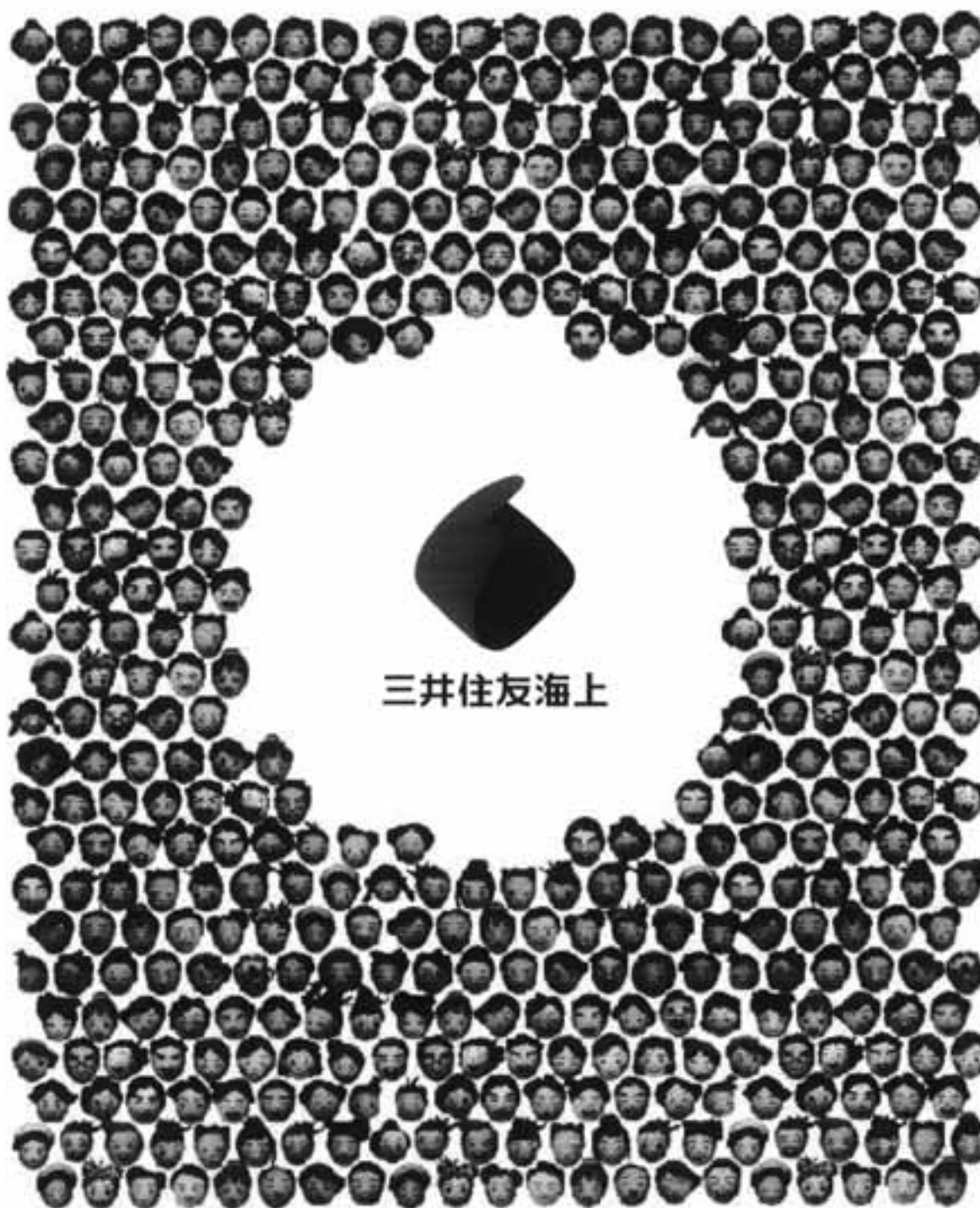
タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 — 2

T E L 28 — 4353

F A X 31 — 1430

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1 か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長 1 年)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問い合わせをお願いいたします。

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。



OA機器・CADシステム・測量機器
有限会社 クロキシシステム販売
TEL (0985) 51-5172 FAX (0985) 51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH
ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機
imagio
MP C3300



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉 野 正 広

本社／
宮 崎 市 柳 丸 町 158 番 地
TEL(0985)25-8870代
FAX(0985)25-3298

国富支店
東 諸 島 郡 国 富 町 大 字 宮 王 丸
TEL(0985)75-2928代
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本 社／都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所／宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>

土地境界に関わる全ての実務家必携! 境界の第一人者による実務解説書



境界の 理論と実務

ほう きん

寶金 敏明 著

商品番号: 40310
略号: 境理●A5判 ●608頁 (予定)
●定価5,985円 (本体5,700円) ●平成21年4月刊

●境界問題について、体系的・網羅的に扱う唯一の書籍。

これまであまり試みられたことのない各種の境界実務の横断的な把握と検討を実施。
土地境界の現地調査についてのみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や
図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について言及。

●境界の第一人者・寶金敏明が執筆。

札幌法務局・東京法務局訟務部長、法務総合研修所研修第三部長、東京法務局長として境界実務・裁判
実務に長年携わってきた、境界の第一人者による明晰・詳細な実務書。
多数の判例および経験に即して、それぞれの実務を丁寧に解説。

●「民事研修」にて好評連載。

「民事研修」誌にて600号 (平成19年4月号) から617号 (平成20年9月号) まで連載したものを加筆・修正。

目次

第1編 境界の基礎知識

- 第1章 境界概念の多様性
- 第2章 境界の移動
- 第3章 境界標識

第2編 境界判定の手法

- 第1章 境界判定の手法の概要
- 第2章 筆界判定の証拠資料等

第3編 境界立会

- 第1章 立会・承認についての基礎知識
- 第2章 所有権界についての立会・承認の適格を有する者
- 第3章 筆界についての立会・承認の適格
- 第4章 隣接地の所有者の判定

第4編 境界に関する協議

- 第1章 民間相互の境界協議
- 第2章 公有財産についての公民境界確定協議
- 第3章 国有財産についての官民境界確定協議等

第5編 筆界特定・筆界認定等

- 第1章 筆界特定
- 第2章 分筆・地積更正・地図訂正等における筆界認定

第6編 地籍調査

- 第1章 地籍調査の目的
- 第2章 地籍調査の一般的手順
- 第3章 地籍調査の効果
- 第4章 地籍調査の問題点
- 第5章 都市部の地籍調査における特則 (平成地籍整備事業)

第7編 境界に関する裁判

- 第1章 境界に関する私人間の裁判
- 第2章 所有権確認訴訟 (所有権の範囲の確認訴訟)
- 第3章 筆界確定訴訟
- 第4章 筆界認定に対する取消訴訟等
- 第5章 表示登記に係る民事訴訟

※目次・頁数は変更になる場合があります。

お問い合わせ・
ご注文はこちら

「家族」から発想する、いつしむ世紀へ



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061

<http://www.kajo.co.jp/>